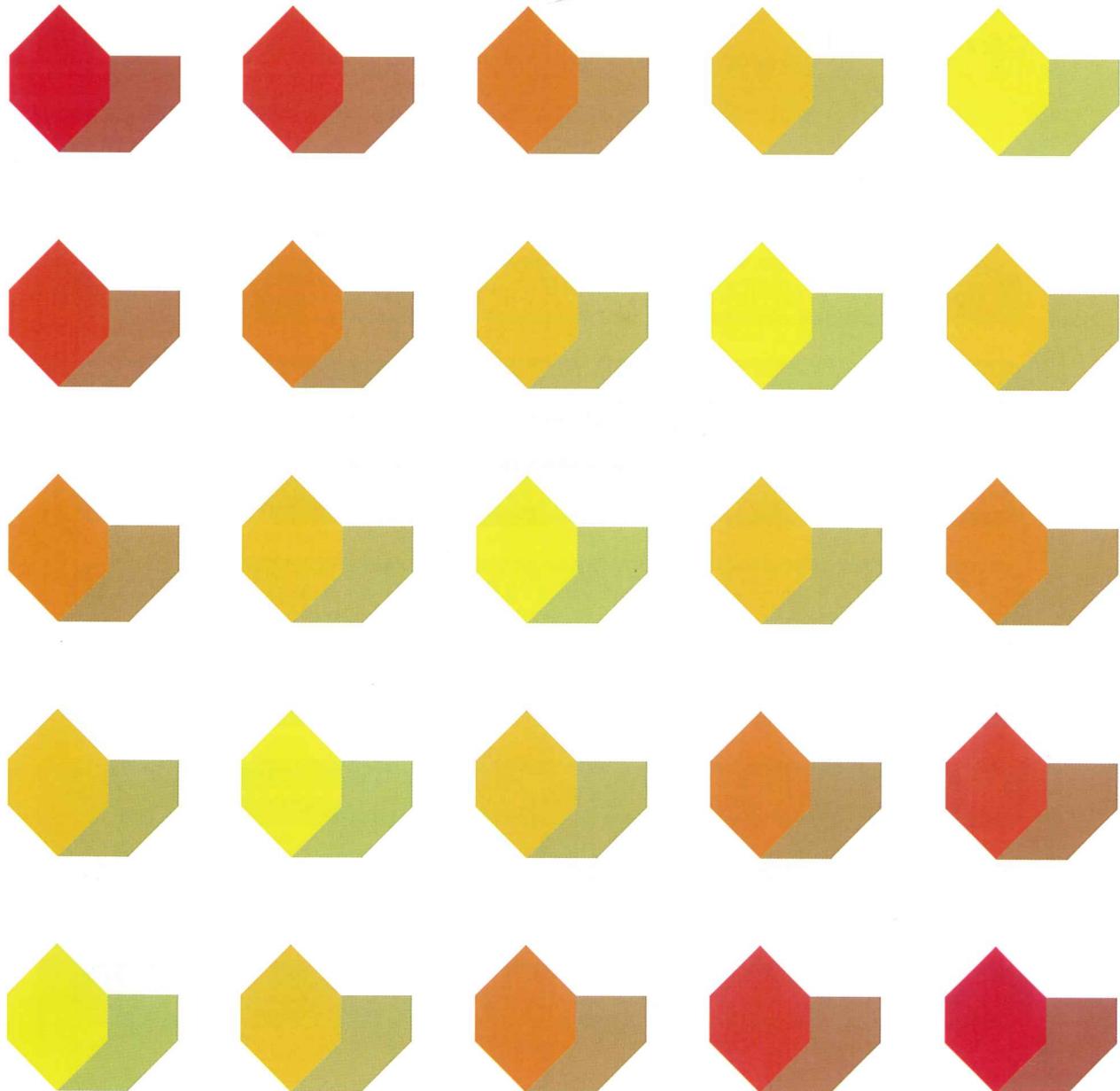


電磁的記録式投票制度 の あらまし (改訂版)



はしがき

情報化社会の進展にかんがみ、地方公共団体が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の選挙に電磁的記録式投票機を用いて投票を行うことができるようとするため、公職選挙法の特例を定める「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」(電磁記録投票法)が、平成13年12月7日に公布され、平成14年2月1日に施行されました。平成14年6月には岡山県新見市において、全国初の電磁的記録式投票による選挙が行われ、電磁的記録式投票のメリットが実証されたところです。その後も全国で積極的な取組みがなされています。

また、平成15年6月の公職選挙法の改正（平成15年12月1日施行）により創設された期日前投票についても、電磁的記録式投票により行うことができるようになりました。

この小冊子は、今回の改正を含め、電磁的記録式投票制度のあらましをできるだけ平易に説明するため、まとめたものです。皆様にいささかなりとも参考になれば幸いです。

平成15年7月

目 次

I 電磁的記録式投票制度の改正 ……2

II 電磁的記録式投票制度のあらまし ……3

III 電磁的記録式投票の意義 ……4

IV 電磁的記録式投票の手続のながれ ……5

V 電磁的記録式投票機について ……7

VI セキュリティ・信頼性の確保 ……9

VII その他 ……12

VIII 電磁記録投票法の概要 ……14

I

電磁的記録式投票制度の改正

1 公職選挙法の一部改正に伴う電磁的記録式投票制度の改正

「公職選挙法の一部を改正する法律」が、平成15年6月11日に公布され、期日前投票制度について12月1日から施行されることになりました。この改正で創設された「期日前投票制度」により、改正前の不在者投票のうち名簿登録地の市町村選挙管理委員会で行う投票については、選挙期日の投票と同様に、投票用紙を直接投票箱へ投函する方法により投票できることになりました。

なお、期日前投票の投票期間は公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間になります（改正前の不在者投票の投票期間は公示日又は告示日から選挙期日の前日までの間）。

この改正にあわせ、電磁的記録式投票制度についても所要の改正が行われ、期日前投票を電磁的記録式投票により行うことができるようになったところです。

2 具体的な改正内容

電磁的記録式投票制度の具体的な改正内容は以下のとおりです。

- ① 電磁的記録式投票の対象となる投票として、期日前投票を加えること。
- ② 選挙期日前の投票を電磁的記録式投票の対象とすることに伴い、候補者が死亡したこと等により補充立候補事由が生じた場合には、電磁的記録式投票機を用いた投票を一時中断し、補充立候補が行われる期間、投票用紙による投票を行うものとすること。



1 電磁記録投票法（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律）の趣旨

地方公共団体が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の選挙において、電磁的記録式投票機を用いた投票（電磁的記録式投票）を行うことができるよう、公職選挙法の特例を定めるものです。

2 電磁的記録式投票とは

電磁的記録式投票とは、電磁的記録式投票機（※）を用いて行う投票です。

不在者投票等、一部の投票を除き、投票所及び期日前投票所における投票について、従来の投票用紙による投票に代えて、法律に定める条件を満たした機械（電磁的記録式投票機）を用いて投票を行うこととしたものです。

（※電磁的記録式投票機については、Vの1をご参照下さい）

3 電磁的記録式投票の対象とすることができる選挙

地方公共団体（都道府県及び市町村）の議会の議員又は長の選挙です。

ただし、

- ① 指定都市の選挙については、条例で電磁的記録式投票を行わない区を定めることができます。
- ② 都道府県の選挙については、電磁的記録式投票を行う旨の条例を定めた市町村のうち当該都道府県の条例で定めるものの区域（指定都市にあっては、議会の議員の選挙、長の選挙の双方において①の条例で電磁的記録式投票を行わないものと定める区以外の区のうち当該都道府県の条例で定めるものの区域）内の投票区に限られます。

4 電磁的記録式投票の対象となる投票

対象となる投票は、投票所及び期日前投票所における投票です。

点字投票・不在者投票・郵便投票・仮投票については、電磁的記録式投票機による投票はできません。

III

電磁的記録式投票の意義

電磁的記録式投票を採用することにより、以下のようなメリットが考えられます。

1 選挙人に対するメリット

- ① 開票が迅速化することにより、選挙結果を迅速かつ正確に知ることができる。
- ② 錯誤による誤記や他事記載をして無効票と判定されることがなくなり、有権者の意思が正確に反映される。
- ③ 自書が困難な選挙人であっても、電磁的記録式投票機の操作補助制度の活用などにより、自ら投票機を操作して投票できるほか、音声による候補者の表示も条例により可能となる。
などのメリットがあります。

2 選挙事務執行に対するメリット

- ① 疑問票や無効票がなくなり、手作業による分類集計が不要となり、開票が即座に行われる。
- ② このため、より少ない人員で開票事務処理が可能になり、開票事務従事者の超過勤務の減少につながり、即日開票も容易になる。
- ③ 選挙当日の従事者が確保しにくくなっているという問題や、従事者の高齢化の問題に対応することができる。
などのメリットがあります。

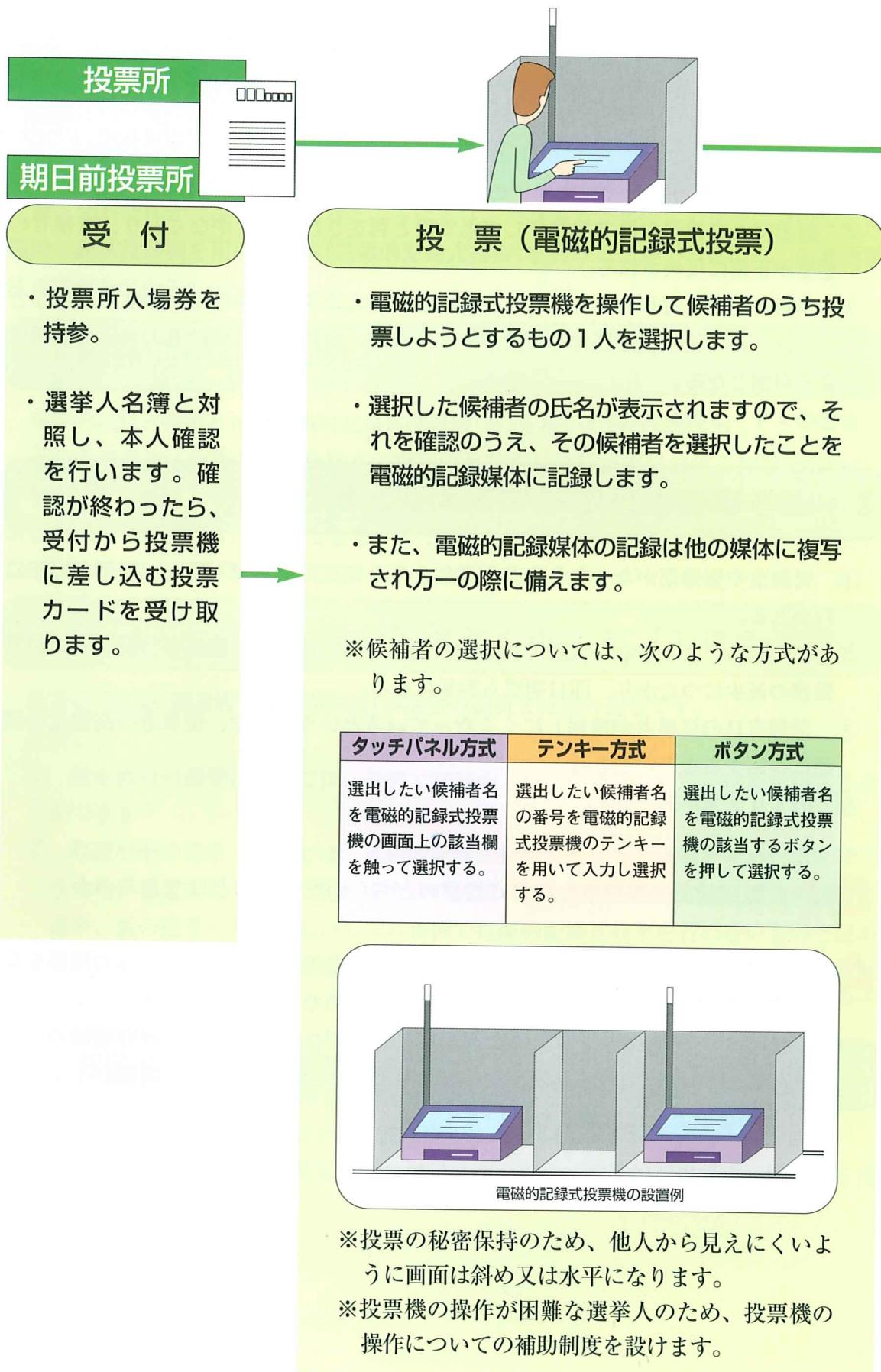
Q1 電磁的記録式投票と自書式投票のどちらかを選ぶことはできるのか。

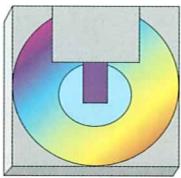
A1 電磁的記録式投票を採用した場合、不在者投票、仮投票等一部の投票を除き、自書式投票(投票用紙による投票)を認めないこととなります。

なお、機械の操作が困難な選挙人については、代理投票や操作補助の制度を設けており、選挙権の行使に当たって、平等性、公平性の問題が生ずることがないように配慮されています。

IV

電磁的記録式投票の手続のながれ（一例）





電磁的記録媒体



終了・送致

(投票所での投票)

- 投票時間終了後、各投票所から、電磁的記録媒体を開票所に送ります。

(期日前投票所での投票)

- 期日前投票所を設ける期間の末日に電磁的記録媒体を市町村の選挙管理委員会に送ります。
- 選挙当日、市町村の選挙管理委員会が、電磁的記録媒体を開票所に送ります。

集計

- 全投票所及び期日前投票所のデータを開票所に設置されたコンピュータで集計します。



結果

- 候補者ごとの得票数を即座に計算し、点字投票、不在者投票、郵便投票及び仮投票（紙による投票）と合わせて集計し、選挙結果を報告します。

選挙結果

○山 ○太	当	12,000票
○田 ○江		9,000票
○本 ○郎		8,000票
○川 ○子		7,000票
○畠 ○男		6,000票

1 電磁的記録式投票機とは

電磁的記録式投票機とは、電磁的記録式投票に使用される投票機で、選挙人が操作して候補者を選択し、それを電磁的記録として電磁的記録媒体に記録することができるものです。

2 電磁的記録式投票機の具備すべき条件

電磁記録投票法は、選挙の公正を確保する等のため、電磁的記録式投票機が具備すべき条件を以下のように規定しています。

- ① 選挙人が一の選挙において二以上の投票を行うことを防止できるものであること。
- ② 投票の秘密が侵されないものであること。
- ③ 投票を記録する前に、選択した候補者の氏名を電磁的記録式投票機の表示により選挙人が確認することができるものであること。
- ④ 投票を電磁的記録媒体に確実に記録することができるものであること。
- ⑤ 予想される事故に対して、投票の電磁的記録媒体の記録を保護するために必要な措置が講じられているものであること。
- ⑥ 投票の電磁的記録媒体が電磁的記録式投票機から取り出せるものであること。
- ⑦ 権限を有しない者が電磁的記録式投票機の管理に係る操作をすることを防止できること。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、選挙の公正かつ適正な執行を害しないものであること。

これらの条件を満たしたものであれば、具体的にどのような電磁的記録式投票機を採用するかは、電磁的記録式投票を行う市町村の選挙管理委員会が指定することとなります。

Q1 電磁的記録媒体は、どのようなものを想定しているのか。

A1 電磁的記録媒体とは、選挙人がどの候補者に投票したかを記録する記録媒体です。電磁記録投票法では、「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。」と規定されており、具体的には、CF(Compact Flash(コンパクトフラッシュ))、MO(Magnetic-Optical Disk(光磁気ディスク))、CD(Compact Disk(コンパクトディスク))等が挙げられます。

Q2 どのような方式で候補者を選択するのか。

A2 具体的な電磁的記録式投票機の機種は、電磁的記録式投票を行う市町村の選挙管理委員会が指定しますが、候補者を選択する方式の例としては、

- ① 選択画面上の候補者名の該当欄を手で触れて選択する方式(タッチパネル方式)
- ② 候補者名に対応する番号をテンキーにより入力して選択する方式(テンキー方式)
- ③ パネル上の候補者名の該当ボタンを押すことにより選択する方式(ボタン方式)

などが挙げられます。

Q3 選択した候補者の氏名を電磁的記録式投票機の表示により選挙人が確認することができるとは、どのようなことを想定しているのか。

A3 選挙人が候補者の選択を誤る等の場合も想定されることから、投票時の錯誤を防止し選挙人からの信頼性を確保するため、選択内容の確認ができるようにする必要があります。実際に投票する前に、例えば「○○(候補者の名前)に投票します。よろしいですか?」といったような確認画面を表示し、選挙人が確認することにより初めて投票が記録されます。

Q4 万一、機械にトラブルが発生した場合は、どのように対処するのか。

A4 電磁的記録式投票機に万一トラブルが発生し、復旧できない場合については、例えば1台の投票機に事故が発生した場合は、基本的にはその投票機での投票を中止し、以後は当該投票所の他の投票機で投票を行わせることとなります。また、予備の投票機を持ち込み、選挙人の面前でこれを投票できる状態にした後、引き続き投票を行わせることも可能です。事故が発生した投票機の電磁的記録媒体にはそれまでの投票記録が保存されているので、当該媒体（及び投票を複写した電磁的記録媒体）も開票所へ送致されることになります。

1 二重投票の防止

投票用紙による投票の場合には、投票用紙公給主義を採用し、所定の用紙を用いない投票は無効とすることによって、一人一票の原則を担保していますが、電磁的記録式投票の場合にも、「選挙人が一の選挙において二以上の投票を行うことを防止できるものであること」が投票機の具備すべき条件とされています(電磁記録投票法第4条第1項第1号)。

このため、例えば投票機での投票は投票カードの使用により可能となる仕組みを採用し、一度投票したら同一人が一の選挙において更に投票することを防ぐ機能を付与することによる対応が求められます。

2 投票の秘密の確保

投票の秘密は憲法上の要請であり、電磁記録投票法第4条第1項第2号においては、電磁的記録式投票機の具備すべき条件として「投票の秘密が侵されないものであること」を規定しています。

このため、投票操作環境の配慮の観点から、

- ① 電磁的記録式投票機の筐体又は投票操作部分に、カバーを取り付け、投票操作を観察されにくくする、
- ② 電磁的記録式投票機の表示画面の角度を工夫するなど第三者から見えにくい工夫を施す

等の対応を想定しています。

また、投票内容を選挙人が特定できるような形で記録することは許されませんので、投票データとして選挙人に関する情報、時刻情報及び投票カードに関する情報など、選挙人を特定する情報を記録せず、あるいは選挙人を特定可能な情報と関連づけて記録することはできないものです。

さらに、投票の電磁的記録媒体に記録された投票を電子計算機を用いて集計する場合、開票管理者は、投票所、期日前投票所、電磁的記録式投票機又は電磁的記録媒体ごとの各候補者の得票数を表示しない方法により計算しなければなりません。

3 投票内容の確実な記録

選挙の公正の確保のため、選挙人が電磁的記録式投票機で選択した投票内容が電磁的記録媒体に正しく記録されるものであることが投票機の具備すべき条件となっています(電磁記録投票法第4条第1項第4号)。

このため、システムの動作確認により投票内容が正しく記録されることを検査、確認

することはもちろんですが、この他に、

- ① 選挙人の投票内容を電磁的記録媒体に記録後、正しく記録されたか照合する機能を設け、投票内容が正しく記録されなかった場合は、正しく記録されなかったことを選挙人、投票管理者に明示的に示すこと、
 - ② 異常を検知した場合には、それを告知し、投票動作を停止し、不正確な投票内容の記録を防止すること
- 等による対応が考えられます。

4 予想される事故に対する投票の記録の保護

例えば磁気や落雷などにより、一旦記録された記録が失われることがないよう、「予想される事故に対して、投票の電磁的記録媒体の記録を保護するために必要な措置が講じられているものであること」が規定されています（電磁記録投票法第4条第1項第5号）。

具体的には、一定の破壊行為や停電、落雷、自然災害、外来ノイズ等への対策を講じることや、システムダウンの場合の投票記録の消失を防止する措置が想定されます。

なお、投票の電磁的記録媒体に記録された投票を他の電磁的記録媒体に複写しなければならないこととし、万一の場合に備えることとしています。

5 アクセス権限の制限

電磁的記録式投票機の不正操作を防止するため、「権限を有しない者が電磁的記録式投票機の管理に係る操作をすることを防止できるものであること」が規定されています（電磁記録投票法第4条第1項第7号）。

このため、システム操作に当たって、パスワードや暗証番号を入力して適切な権限を有する者であるかの確認を行ったり、鍵が必要な装置構成とすること等により、不正なアクセスを防止することが求められるものです。

6 電気通信回線の接続の禁止

電気通信回線の接続を認めると、電気通信回線を通じて電磁的記録式投票機への不正アクセスの危険が生じ、選挙の公正が害されるおそれもあることから、現時点では電気通信回線への接続は認めないこととしています（電磁記録投票法第4条第2項）。

7 運搬に際しての記録の保護

電磁的記録媒体の送致の際に、投票内容が変更されたり破壊されたりすることを防止する必要があることから、投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体に封印をし、それぞれ別のできるだけ堅固な容器に入れて鍵をかけて送致することとしています（電磁記録投票法施行令第2条第5項）。

8 システムの信頼性

システムの信頼性を確保するために、開発・製造時にベンダー（機器製造・取扱業者）によって入念な検査が行われ、選挙前にはベンダー、選挙管理委員会において動作確認等の検査が行われます。

また、システムが正常に動作していたかを証明するために、システムの運用記録を別途保存しておくことが必要です。



1 電磁的記録式投票機を用いた代理投票

電磁的記録式投票においても、従来の紙による投票と同様、身体の故障等により、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票を行うことができない選挙人は、電磁的記録式投票機を用いた代理投票を行うことができることとされています。

具体的な手続きは次のとおりです。

- ① 自ら電磁的記録式投票機を用いた投票を行うことができない選挙人は、投票管理者にその旨を申し立てる。
↓
- ② 投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該選挙人の投票を補助すべき者2人をその承諾を得て定める。
↓
- ③ 操作を補助すべき者のうち1人に、当該選挙人が指示する候補者1人に対して電磁的記録式投票機を用いた投票を行わせ、他の1人をこれに立ち会わせる。

なお、「身体の故障又は文盲により、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票を行うことができない」という要件に合致しない選挙人は、代理投票制度を利用することはできませんが、自ら電磁的記録式投票機を操作することが困難な選挙人は、代理投票制度とほぼ同様の手続により、電磁的記録式投票機の操作についての補助を受けることができるのこととされています。(下記2参照)

2 電磁的記録式投票機を用いた操作補助制度

電磁的記録式投票においては、代理投票の要件に該当しなくとも、電磁的記録式投票機の操作が困難な場合があると考えられるため、こうした選挙人には、電磁的記録式投票機の操作補助を認めることとなっています。

具体的な手続きは次のとおりです。

- ① 自ら電磁的記録式投票機を用いた投票を行うことが困難な選挙人は、投票管理者にその旨を申し立てる。
↓
- ② 投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該選挙人の投票を補助すべき者2人をその承諾を得て定める。
↓
- ③ 操作を補助すべき者のうち1人に電磁的記録式投票機の操作についての助言、介助その他の必要な措置を行わせ、他の1人をこれに立ち会わせる。(選挙人に代わって電磁的記録媒体に記録することはできません。)

Q1

代理投票や操作補助制度では、投票の秘密は守られるのか？

A1

代理投票や操作補助制度の補助者は、通常の投票における代理投票の補助者とみなされ、公職選挙法第227条(投票の秘密侵害罪)の適用により、罰則をもって投票の秘密が保護されています（電磁記録投票法第16条）。

3 国の援助

電磁記録投票法において、国は、電磁的記録式投票を行う選挙の円滑な実施に資するため、地方公共団体に対する助言その他の援助の実施に努めることとされています（電磁記録投票法第20条）。

具体的な国の援助の内容としては、電磁的記録式投票機が具備すべき条件についてのより詳細な技術基準の情報を提供すること、事務処理体制の構築や事務処理マニュアルの作成等に関し必要な助言を行うこと、電磁的記録式投票の導入団体に対する必要な財政支援を行うことなどが挙げられます。

4 罰則

電磁記録投票法において、

- ① 電磁的記録式投票機、投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体を投票箱とみなし、
- ② 電磁的記録式投票機による代理投票の補助者及び操作補助制度における補助者については、通常の投票における代理投票の補助者とみなし、

公職選挙法に規定する罰則を適用するなど、罰則の規定が整備されています（電磁記録投票法第16条）。

一方、投票に係る犯罪（例、投票増減罪（公職選挙法第237条第3項））などについては、公職選挙法の罰則がそのまま適用されることになります。

1 趣旨

地方公共団体が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の選挙に電磁的記録式投票機を用いて投票を行うことができるよう、公職選挙法の特例を定めるものであること。

2 特例の対象となる選挙

地方公共団体の議会の議員又は長の選挙。
※ただし

- (1) 指定都市の選挙については、条例で電磁的記録式投票を行わない区を定めることができるものであること。
- (2) 都道府県の選挙については、電磁的記録式投票を行う旨の条例を定めた市町村のうち当該都道府県の条例で定めるものの区域（指定都市にあっては、議会の議員の選挙、長の選挙の双方において(1)の条例で電磁的記録式投票を行わないものと定める区以外の区のうち当該都道府県の条例で定めるものの区域に限る。）内の投票区に限るものであること。

3 特例の対象となる投票

投票所及び期日前投票所における投票。
(点字投票、不在者投票、郵便投票及び仮投票は除く。)

4 電磁的記録式投票機の定義

選挙人が操作することにより公職の候補者のいざれを選択したかを電磁的記録として電磁的記録媒体に記録することができる機械。

5 電磁的記録式投票機の具備すべき条件

電磁的記録式投票機は、法律の定める条件を具備していかなければならないが、具体的にどのような機種を採用するかは、電磁的記録式投票を行う市町村の選挙管理委員会が指定するものであること。

6 電磁的記録式投票制度における投票及び開票の手順

- (1) 指定された投票所又は期日前投票所での選挙人名簿との対照
- (2) 電磁的記録式投票機を用いて投票
- (3) 電磁的記録式投票機から投票を記録した電磁的記録媒体を取り出し、開票所へ送致
- (4) 開票所において電子計算機を用いて候補者ごとの得票数を集計
- (5) 不在者投票等紙による投票の結果と合わせて選挙の結果を選挙長へ報告
- (6) 電磁的記録媒体は、他の関係書類とあわせて、任期中市町村の選挙管理委員会で保存

7 その他

以下の事項等について、必要な規定の整備を図ることであること。

- (1) 電磁的記録式投票機による代理投票制度及び操作補助制度の創設
- (2) 補充立候補の特例
- (3) 償則の整備
- (4) 国の援助規定

